

○東京都公文書館条例施行規則

令和元年九月二六日

規則第七三号

改正 令和三年三月三十一日規則第二一六号

令和四年三月三十一日規則第三二号

東京都公文書館条例施行規則を公布する。

東京都公文書館条例施行規則

(休館日)

第一条 東京都公文書館(以下「公文書館」という。)の休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)

三 一月二日から同月四日まで

四 十二月二十八日から同月三十一日まで

五 毎月第三水曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。

六 年度の末日。ただし、その日が日曜日に当たるときは、その前日とする。

七 特別整理期間として一年のうち十日以内

(開館時間)

第二条 公文書館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の申請)

第三条 東京都公文書館条例(令和元年東京都条例第二十四号。以下「条例」という。)第四条第一項の規定により施設等(条例第二条第七号に規定する施設等をいう。以下同じ。)を使用しようとする者は、東京都公文書館施設等使用申請書(別記第一号様式。以下「使用申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 前項の使用申請書の提出の期間は、使用月の前三月以内とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の承認)

第四条 施設等の使用の承認は、前条第一項の使用申請書を知事が受理した順序による。

2 知事は、前条第一項の規定により申請のあった使用について承認をしたときは、東京都公文書館施設等使用承認書(別記第二号様式。以下「使用承認書」という。)を交付するものとする。

3 前項の規定による使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用の際に同項の規定により交付された使用承認書を係員に提示しなければならない。

(使用時間等)

第五条 施設等の使用時間は、別表第一に掲げる使用単位に対応する時間とする。

2 施設等の使用ができない日(以下「使用停止日」という。)は、第一条に規定する休館日に準ずるものとする。

3 知事は、事情により前二項に定める使用時間及び使用停止日を変更し、又は臨時に使用停止日を指定することができる。

(使用料の額)

第六条 条例第五条の規則で定める額は、別表第二のとおりとする。

(使用料の後納の申請)

第七条 条例第五条ただし書の規定により使用料を後納しようとする者は、東京都公文書館施設等使用料後納申請書(別記第三号様式)を知事に提出しなければならない。

(使用料の減額及び免除)

第八条 条例第六条の規定により使用料を減額することができる場合及びその減額の割合又は免除することができる場合は、次に定めるとおりとする。

一 官公署が使用するとき(次号に掲げる場合を除く。)。 五割

二 国又は区市町村の機関が歴史公文書等(東京都公文書等の管理に関する条例(平成二十九年東京都条例第三十九号)第二条第三項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。)に関する調査研究又は歴史公文書等の利用の促進を目的とした行事に使用するとき。 免除

三 前二号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めるとき。 知事が定める割合

2 条例第六条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、東京都公文書館施設等使用料減免申請書(別記第四号様式)を知事に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第九条 条例第七条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付することができる場合は、条例第十条第四号又は第五号の規定により使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命じたため、施設等の全部又は一部を使用することができなかった場合とする。

2 条例第七条ただし書の規定により使用料の全部又は一部の還付を受けようとする者は、東京都公文書館施設等使用料還付申請書(別記第五号様式)を知事に提出しなければならない。

(使用者の義務)

第十条 使用者は、全て公文書館の長の指示に従わなければならない。

(委任)

第十一条 この規則の施行について必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年一月一日から施行する。
- 2 第三条の規定による申請その他の施設等の使用に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和三年規則第二一六号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都公文書館条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和四年規則第三二号)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

別表第一(第五条関係)

使用単位	時間
午前	午前九時から正午まで
午後	午後一時から午後五時まで
全日	午前九時から午後五時まで

別表第二(第六条関係)

(令四規則三二・一部改正)

区分				使用単位	使用料	
施設	研修室	分割しないで使用するとき。		午前	三、七〇〇円	
				午後	四、九〇〇円	
				全日	九、九〇〇円	
		分割して使用するとき。		研修室一	午前	二、二〇〇円
					午後	二、九〇〇円
					全日	五、九〇〇円
				研修室二	午前	一、五〇〇円
					午後	二、〇〇〇円
					全日	四、〇〇〇円
附帯設備	音響映像操作機器			一式一回	二、六〇〇円	
	プロジェクター			一式一回	四二〇円	

別記

第1号様式(第3条関係)

東京都公文書館施設等使用申請書

年 月 日

東京都知事 殿

申請者

住 所

団体名

氏名又は代表者名

電話番号

東京都公文書館の施設等を使用したいので、東京都公文書館条例第4条第1項の規定により、次のとおり使用の承認を申請します。

使 用 目 的			
催 事 名		参加予定 人 数	人
会場責任者 (申請者と異なる場合に記入)			
使用日	使用する施設又は附帯設備	使用単位	金 額
		午前・午後・全日	円
		午前・午後・全日	円
		午前・午後・全日	円
		午前・午後・全日	円
		午前・午後・全日	円
合計金額			円

※ 施設等使用料の減額及び免除 (申請する 申請しない)

(日本産業規格A列4番)

第2号様式(第4条関係)

東京都公文書館施設等使用承認書				第	号		
申請者							
住 所							
団体名							
氏名又は代表者名						様	
東京都公文書館条例施行規則第3条の規定により申請のあった東京都公文書館の施設等の使用について、東京都公文書館条例第4条第1項の規定により、次のとおり承認します。							
年						月	日
東京都知事							
使用目的							
催 事 名		参加予定 人 数	人				
会場責任者 (申請者と異なる場合に記入)							
使用日	使用する施設又は附帯設備	使用単位	金 額				
		午前・午後・全日	円				
		午前・午後・全日	円				
		午前・午後・全日	円				
		午前・午後・全日	円				
		午前・午後・全日	円				
合計金額			円				
※ 施設等使用料の減額及び免除申請の有無(有 無)							

(日本産業規格A列4番)

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づき、東京都知事が定める教示の文を付すこと。

第3号様式(第7条関係)

東京都公文書館施設等使用料後納申請書				
年 月 日				
東京都知事 殿				
申請者 住 所 団体名 氏名又は代表者名 電話番号				
東京都公文書館条例第5条ただし書の規定により、東京都公文書館の施設等の使用料を後納したいので、次のとおり申請します。				
申請理由				
使用目的				
催事名				
使用日				
区 分		使 用 単 位	日数	金額
施設	研修室(全面)	午前・午後・全日	日	円
	研修室1	午前・午後・全日	日	円
	研修室2	午前・午後・全日	日	円
附帯設備	音響映像操作機器	午前・午後・全日	日	円
	プロジェクター	午前・午後・全日	日	円
計				円

(日本産業規格A列4番)

第4号様式(第8条関係)

東京都公文書館施設等使用料減免申請書					年	月	日
東京都知事 殿		申請者 住 所 団体名 氏名又は代表者名 電話番号					
東京都公文書館条例第6条の規定により、東京都公文書館の施設等の使用料の減額・免除を受けたいので、次のとおり申請します。							
申請理由							
使用目的							
催事名							
使用日							
区 分		使 用 単 位	日数	金額			
施設	研修室(全面)	午前・午後・全日	日	円			
	研修室1	午前・午後・全日	日	円			
	研修室2	午前・午後・全日	日	円			
附帯設備	音響映像操作機器	午前・午後・全日	日	円			
	プロジェクター	午前・午後・全日	日	円			
計(A)				円			
<東京都公文書館記載欄>							
免除又は減額割合及び承認理由		減 免 額(B)		差引支払額 (A)－(B)			
免除・ 割減額 (東京都公文書館条例施行規則第8条第1項第号に該当)		円		円			

(日本産業規格A列4番)

第5号様式(第9条関係)

東京都公文書館施設等使用料還付申請書				
年 月 日				
東京都知事 殿		申請者 住 所 団体名 氏名又は代表者名 電話番号		
東京都公文書館条例第7条ただし書の規定により、既納の東京都公文書館の施設等の使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。				
使用承認番号・承認年月日		第 号 年 月 日承認		
催事名				
使用日				
使用することができなくなった施設及び附帯設備		使 用 単 位	日数	金額
施設	研修室(全面)	午前・午後・全日	日	円
	研修室1	午前・午後・全日	日	円
	研修室2	午前・午後・全日	日	円
附帯設備	音響映像操作機器	午前・午後・全日	日	円
	プロジェクター	午前・午後・全日	日	円
計(A)				円
申 請 理 由				
既 納 使 用 料		円		
還 付 請 求 額 (A)		円		

(日本産業規格A列4番)

別記

第1号様式(第3条関係)

(令3規則216・一部改正)

第2号様式(第4条関係)

(令3規則216・一部改正)

第3号様式(第7条関係)

(令3規則216・一部改正)

第4号様式(第8条関係)

(令3規則216・一部改正)

第5号様式(第9条関係)

(令3規則216・一部改正)